

令和5年  
5月15日号  
**広報**  
No.717

# あきる野

今号の主な記事など

- 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を支給… 2面
- 新型コロナウイルス感染症が5類に移行されました… 3面
- 市の財政状況をお知らせします… 4面

## 考えませんか? 空き家のこと。



近年、少子高齢化や核家族化の進行を背景として、全国的に空き家が増加し、適正管理などが課題となっている一方で、中古住宅の賃貸や購入のニーズが高まっています。市では、子育て世代や若者の移住・定住を促進しており、空き家の活用を含め、地域の活性化に取り組んでいます。

### 適切な空き家管理

空き家は、使わないと急速に劣化します。放置された空き家は、倒壊や崩壊、ごみの不法投棄、放火などによる火災発生など、様々な影響が懸念されます。使う予定がなく、管理ができない空き家の予防や利活用は、気軽に市窓口や下記の相談窓口へ相談してください。

### 利活用



**KOTOSUM**  
東京あきる野移住情報サイト

一戸建てに住むことに憧れを持ちながらも都心では地価が高いなどの理由で、一戸建てを所有できない方もいらっしゃると思います。そこで、皆さんがお持ちの空き家を賃貸などに活用することで、空き家の利活用や新たな移住者の住宅の確保につながります。住宅として空き家の利活用を検討している方は、市長公室移住・定住担当まで連絡してください。

問合せ 市長公室移住・定住担当

### 予 防

建物の現状を登記簿などで確認し、家族で将来の取り扱いを話し合しましょう。家族が住むか、貸すか、売却するか、解体するかなど、所有者にもしものことがあった時に家族が困らないようにしましょう。また、所有者が亡くなった場合は、確実に相続登記をしましょう(令和6年4月1日から義務化)。相続登記がされないまま新たな相続が発生すると、権利関係が複雑になり、その後の手続きが困難になります。

### 空き家所有者のための 相談窓口

市内に空き家を所有・管理する方が抱える様々な問題に、プロのアドバイスを受けられるように、8つの専門家団体と協定を締結し、相談窓口を設置しています。



### 防草シートの貸与

市では、特別な事情により、空き家の定期的な管理が困難な所有者等に対し、防草シートの貸与を行っています。数に限りがありますので、希望の方は、早めに相談してください。

### 空き家見守りサービス

シルバー人材センターでは、高齢であることや遠方に居住しているなどが理由で空き家の管理にお困りの方のために、空き家見守りサービスを行っています。▽問合せ (公社)あきる野市シルバー人材センター (☎558-1414)

問合せ 都市計画課住宅係

### 世帯と人口

— 令和5年5月1日現在 —

世帯 36,972世帯(前月比 95世帯増) 人口 79,651人(前月比 3人増) 男 39,622人 女 40,029人

広報あきる野は、毎月1日と15日に新聞折込と個別配布でお届けしています。市内に住所があり、折込対象の新聞を購読していない方は、市に個別配布をお申込みいただければ、無料でお届けします。また、市のホームページでもご覧になれます。詳しくは、市長公室にお問い合わせください。

再生紙を使用  
しています